

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市十河土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（農道事業）吉田地区）を行うことについて令和3年11月17日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課に掲げる場所において令和3年12月1日から同月21日まで縦覧に供する。

令和3年11月24日

香川県知事 浜 田 恵 造